

## 児童扶養手当受給者等無料職業紹介事業実施要綱

(趣旨)

第1条 児童扶養手当受給者等の経済的自立及び社会的自立を援助するために実施する、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の4第1項の規定による無料職業紹介事業については、この要綱の定めるところによる。

(事業所等)

第2条 無料職業紹介事業は、こども育成部こども青少年給付課を事業所として行うものとする。

2 職業安定法第33条の4第2項の規定により準用する同法第32条の14に規定する職業紹介責任者は、こども育成部長が指名する職員をもって充てる。

(対象)

第3条 無料職業紹介事業の対象として求職をすることができる者は、次のいずれかに該当する者のうち、こども育成部こども青少年給付課において就労についての相談等を受けているものとする。

(1) 児童扶養手当を受給している者

(2) ひとり親家庭等医療費助成を受けているひとり親家庭の父又は母

(3) 前2号に該当する者と同等の所得状況にあると認められるひとり親家庭の父又は母

(4) 離婚の協議中又は裁判中である者のうち、離婚後に子を扶養する予定の父又は母

2 無料職業紹介事業の対象として求人をするすることができる者は、神奈川県、東京都、千葉県又は埼玉県内において事業活動を行うものとする。

(求職申込み)

第4条 求職の申込みをしようとする者は、住所、氏名、連絡先、経歴、希望職種、希望勤務地、取得資格その他求職に必要な事項を記載した求職申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容が法令等に違反するときを除き、当該求職について求職管理簿に登載するものとする。

(求人申込み)

第5条 求人の申込みをしようとするものは、事業者の名称、事業内容等並びに業務内容及び勤務地、賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条

件」という。)を記載した求人申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容が次のいずれかに該当するときを除き、当該求人について求人管理簿に登載するものとする。

(1) 労働条件が法令等に違反するとき。

(2) 業務内容に対する労働条件が通常に比べて著しく不適當であると認められるとき。

(3) 労働条件が明らかにされていないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適當でないとき。

(職業紹介)

第6条 市長は、求職管理簿に登載した者(以下「求職者」という。)の希望する条件に概ね合致する求人について求職者に紹介し、求人管理簿に登載した者(以下「求人者」という。)の希望する条件に概ね合致する求職者について求人者に紹介するものとする。この場合において、市長は、求職者に対し、当該求人の業務内容及び労働条件を明らかにするものとする。

2 前項の規定により求職者に職業紹介をした場合において、求職者が当該求人について就職を希望するときは、市長は、求人者への紹介状を作成し、求職者に交付するものとする。

(支援)

第7条 市長は、必要に応じて、母子自立支援員等の面談、同行等の支援その他の求職者の経済的自立及び社会的自立のために必要な支援を行うものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、無料職業紹介事業の実施について必要な事項は、こども育成部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。